

政府における情報保全に関する検討委員会の開催について

〔平成 22 年 12 月 7 日
内閣総理大臣決裁〕

改正 平成 26 年 1 月 7 日

- 1 政府における情報保全に関し、秘密保全に関する法制の在り方及び特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置について検討するため、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
 - 委員長 内閣官房長官
 - 副委員長 内閣官房副長官
 - 委員 内閣危機管理監
 - 国家安全保障局長
 - 内閣官房副長官補（内政担当）
 - 内閣官房副長官補（外政担当）
 - 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
 - 内閣情報官
 - 警察庁警備局長
 - 公安調査庁次長
 - 外務省国際情報統括官
 - 海上保安庁海上保安監
 - 防衛省防衛政策局長
- 3 委員会は、必要に応じ、関係行政機関の職員による検討部会を開催することができる。検討部会の構成員は、委員長が指名する。
- 4 委員会は、必要に応じ、有識者会議を開催することができる。有識者会議の出席者は、委員長が参集を求める。
- 5 委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

